

# 店舗・サービス業

## 農地転用許可申請書 添付書類

	書類の名称	必要部数	備考
1	許可申請書	第4条	権利の設定・移転を伴わないもの
		第5条	権利の設定・移転を伴うもの
2	住民票の謄本	2	第5条の場合は、当事者双方のもの (1部はコピー可)
3	〈法人・団体の場合〉 法人登記事項証明書若しくは、 定款又は、寄附行為の写し、団体規約	2	(1部はコピー可)
4	土地の登記簿の謄本	2	さいたま地方法務局熊谷支局 ☎524-8805 (1部はコピー可) ※インターネットのものは不可
5	①位置図(2万分の1)	2	行田市都市計画図(コピー可)
	②案内図	2	略図又は住宅地図のコピー
	③公図(原本)	2	さいたま地方法務局熊谷支局又は市役所税務課 ※インターネットのものは不可
	④配置図	2	転用後の利用配置計画
	⑤平面図	2	建築物、工作物等
	⑥立面図	2	〃
	⑦土地造成図	2	平面図及び横断面図
6	現況写真	1	撮影方向がわかる資料を添付すること。
7	理由書	2	詳細、明確に記入すること。
8	事業計画書	2	開発許可申請添付書類の写し
9	資格証明書(資格・免許を要する場合)	2	免許証等の写し
10	資金調達計画書	2	見積書、残高証明、融資証明などの 裏付書類を添付すること。
11	廃水等の処理方法書・説明書	2	水質、水量、方法、時期、被害防除
12	土地改良区の意見書	2	元荒川上流土地改良区 ☎556-3135 大里用水土地改良区 ☎521-0433 見沼代用水土地改良区 ☎0480-85-9100 南河原村土地改良区 ☎557-4100 新江川土地改良区 ☎557-4100
13	農用地除外証明書	2	証明手数料 200円
14	誓約書(実印)	2	印鑑証明書を添付すること。 (1部コピー可)
15	委任状(申請手続等を代理人が行う場合)	2	(1部コピー可)
その他参考資料			

- \* 申請書の受付は、**毎月10日**が締切りです。
- \* 開発行為を伴うものについては、開発行為許可申請書を建築開発課へ同時提出してください。
- \* 土地改良区の意見書は、該当する土地改良区について添付してください。
- \* 住民票の謄本、法人登記事項証明書、定款、寄附行為、団体規約、土地の登記簿の謄本、公図、印鑑証明書は、申請時以前3か月以内に発行されたものを添付してください。